

議案第 4 1 号

専決処分した事件の承認について

不動産仮処分命令申立事件の和解について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

## 専決第9号

### 専決処分書

不動産仮処分命令申立事件の和解について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年1月21日専決

亀山市長 櫻井 義之

亀山市は、津地方裁判所平成26年(ヨ)第80号不動産仮処分命令申立事件について、次のとおり和解する。

#### 1 和解する相手方の住所及び氏名

四日市市南小松町1213番地

河建興業株式会社 代表取締役 河北光一

#### 2 和解の条件

- (1) 相手方は、亀山市に対し、亀山市、相手方間の津地方裁判所平成26年(ワ)第575号所有権移転登記手続請求事件について、判決が確定するまでの間、又は同訴訟が和解若しくは訴えの取下げ等により終局するまでの間は、別紙物件目録1ないし4記載の土地について、改変、閉塞等その他一切の方法により現状を変更しない。ただし、別紙物件目録5(52番2)及び6(57番1)記載の土地から別紙物件目録1及び3記載の土地に土砂が堆積した場合を除く。
- (2) 別紙物件目録1及び3記載の土地について、相手方所有土地以外の土地から土砂の堆積があった場合には、亀山市は亀山市法定外公共物管理条例に基づき土砂を撤去する。
- (3) 本件申立費用は、各自の負担とする。

## 物 件 目 録

- |   |                  |                  |  |
|---|------------------|------------------|--|
| 1 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 龜山市住山町字下古野<br>5 2 番 4<br>山林<br>1 3 6 m <sup>2</sup>    |
| 2 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 龜山市住山町字下古野<br>5 2 番 6<br>山林<br>9 6 m <sup>2</sup>      |
| 3 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 龜山市住山町字葛城<br>5 9 番 2<br>雜種地<br>1 1 6 m <sup>2</sup>    |
| 4 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 龜山市住山町字葛城<br>5 9 番 4<br>雜種地<br>1 4 1 m <sup>2</sup>    |
| 5 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 龜山市住山町字下古野<br>5 2 番 2<br>山林<br>3, 0 6 9 m <sup>2</sup> |
| 6 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 龜山市住山町字葛城<br>5 7 番 1<br>雜種地<br>9, 5 6 2 m <sup>2</sup> |